

第5回総会議事録

(令和5年11月27日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第5回総会 議事録

日 時	令和5年11月27日（月）14時00分～16時00分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 15名 欠席委員数 4名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第5号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第6号議案 令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 令和5年度農地パトロール（利用状況調査）に基づく荒地の通知について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>25番 許可</p> <p>26番 許可</p> <p>27番 許可</p> <p>28番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>22番 許可相当</p> <p>23番 許可相当</p> <p>24番 許可相当</p> <p>25番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>39番 証明交付</p> <p>40番 証明交付</p> <p>41番 証明交付</p> <p>42番 証明交付</p>

	<p>43番 証明交付</p> <p>第4号議案</p> <p>14番 利用確認</p> <p>15番 利用確認</p> <p>16番 利用確認</p> <p>第5号議案</p> <p>25番 協力</p> <p>26番 協力</p> <p>第6号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員15名、欠席委員4名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第5回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号8番 白井 秀幸委員、9番 阿部 敏委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>25番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人・譲渡人は同一の世帯です。申請地について、生前贈与を行うため今回の申請となりました。</p> <p>申請地は譲渡人・譲受人世帯で現在耕作しています。また、世帯の所有農地は、申請地も含めて全て良好に耕作されていることから利用効率要件・常時従事要件について問題はありません。</p> <p>また、地域の調和要件についても、すでに耕作しており問題はなく、引き続き耕作を行うため、3条許可要件を満たしております。</p>
議長	<p>25番について、地区担当の杉崎委員の意見はいかがですか。</p>
杉崎委員	<p>一生懸命やられている方です。事務局の説明のとおり問題ない方だと思います。</p>
議長	<p>25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、25番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、25番は許可と決定します。 続いて、26番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は昨年12月に譲渡人に相続が発生しましたが、相続人である譲渡人は水田の管理ができないため、隣接する水田所有者である譲受人に話が行き、申請に至りました。 譲受人の世帯の所有農地は水稲、露地野菜を中心に全て良好に耕作されています。常時従事者は本人1人です。連続的に水稲が管理できるため、申請地も効率的に利用する見込みがあります。 周辺との調和要件について、既に耕作している水田の隣接であり問題ないと考えられます。 以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすとして考えております。
議長	26番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。
井上推進委員	一生懸命やられている方です。農地も良好なので問題ありません。
議長	26番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 他の委員の意見が無いようですので、26番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26番は許可と決定します。 続いて、27番について事務局から説明してください。
事務局	申請地は昨年12月に譲渡人に相続が発生しましたが、相続人である譲渡人は水田の管理ができないため、隣接する水田所有者である譲受人に話が行き、申請に至りました。 譲受人の世帯の所有農地は水稲、露地野菜を中心に全て良好に耕作されています。常時従事者は本人も含め2人です。連続的に水稲が管理できるため、申請地も効率的に利用する見込みがあります。 周辺との調和要件について、既に耕作している水田の隣接であり問題ないと考えられます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすとして考えております。
議長	27番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員

毎日畑に出て耕作している方であり、何ら問題ないと思います。

議長

27 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、27 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、27 番は許可と決定します。

続いて、28 番について事務局から説明してください。

事務局

3 条許可申請を受け付けましたが、11 月 22 日に取下げの申し出がありました。

議長

28 番について、取下げにより審議は行いません

続いて、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。22 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は東京都で電力事業を営む法人です。譲受人が所有する鉄塔のフェンスが、敷地内の緑化樹木の繁茂により傾いており、修繕を行うため申請地を仮設資材置場として転用するものです。当該地の選定は、付近に資材や工事車両を置く場所が確保できないため鉄塔の隣接地である申請地が選定されました。周囲はカラーコーン等で囲み、草刈りを行った上で、使用します。工事車両はプラ板を敷いて駐車します。工事終了後は、荒起こしを行い、耕耘して農地として復元後返却します。

立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500 m 以内に位置しており、農地の集団 10ヘクタールに属していません。

当該地は風致区域ですが、事前の許可申請は必要ありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

22 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

電力事業法人による一時転用になります。特に問題ないと思います。

議長

22 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、22 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長	<p>賛成多数と認め、22番は許可相当とし市に進達します。 続いて、23番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は緑区霧が丘に事務所があり青葉区田奈町で生活介護事業を行っている法人です。12名の利用者が通所しており、主にたちばな台一丁目や寺家町の農地で農作業の手伝いを行っています。重度障害の方の割合が高く手狭となっていることに加え、賃借している建物の老朽化に伴い退去を求められており移転が必要となっています。</p> <p>移転先として、活動地域である農地の付近であること、横浜北部地区で生活介護事業所が足りておらず定員30名まで利用者増に対応できる面積が確保できること、幅4.5m以上の道路に接道している必要があり、これらの条件を満たす土地として申請地が選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水道管が埋設されており、500m以内にたちばな台第二公園と第六公園があります。</p> <p>被害防除について、北側、東側にコンクリートブロックとフェンスを新設します。南側、東側は既存擁壁があります。雨水は自然浸透及び鴨志田川へ放流、汚水は下水管へ接続します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きについて、建築物の新築許可について建築局調整区域課で受付済みです。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。</p>
議長	<p>23番について、地区担当の金子推進委員の意見はいかがですか。</p>
金子推進委員	<p>事務局と現地を確認しました。問題はないと思います。</p>
議長	<p>23番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、23番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、23番は許可相当とし市に進達します。 続いて、24番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人は譲渡人の長女で、現在、緑区北八朔町の賃貸住宅に夫子と住んでいますが、現住居が手狭となってきたうえに、有事の際には両親と協力できるように本家に近い土地を探していました。他に建築可能な土地もないため、申請地を転用するものです。</p> <p>場内は転圧して隣接農地に被害が出ないようにします。雨水は柵に集水し前面側溝に接続し排水させます。汚水は敷地内にて集水し、前面道路の公共下水道へ排出します。周囲はコンクリート擁壁を新設しますが、北側のみ残農地への影響を考えて地先</p>

ブロックを設置し被害防除します。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、山下小学校と街区公園があります。

当該地は風致区域のため、事前に風致地区行為許可申請受付済みです。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

24番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員

事務局と現地を確認してまいりました。説明どおりで特に問題ないと思います。

議長

24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、24番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、24番は許可相当とし市に進達します。

続いて、25番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、案内図にある「譲受事業地」にて特別養護老人ホームを開設予定です。当該地は、近隣でリハビリセンターを運営している医療法人と共同所有している土地で、現在、土地の一部をリハビリセンターの従業員駐車場として利用しています。譲受人の事業のために駐車場を移転させる必要があることから、近隣で移転先を探したところ、条件に合う土地が申請地しかなかったため転用するものです。

立地基準は、第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり周辺農地の規模が10ha未満です。

被害防除対策について、敷地内は全面砕石敷のため雨水は自然浸透とします。南側は既存コンクリート擁壁のままとします。北側の一部に出入口を設け、それ以外は全てコンクリートブロック3～5段を新設します。隣接地権者は計画について了承済みです。

申請者に農地法上の違反はありません。他法令についても特段問題ありません。

現地は地区担当の新川委員と確認済みです。

以上、計画は妥当であり適切な被害防除も行われることから許可相当として市へ進達します。

議長

25番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。

新川推進委員

事務局と現地を確認してまいりました。被害防除も問題なく、説明どおりで特に問

題ないと思います。

議長

25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、25 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、25 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第 3 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。39 番から 43 番までについて、事務局から説明してください。

事務局

39 番について、立地基準は第 3 種農地です。15 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

40 番について、立地基準は第 3 種農地です。位置・面積・形状から耕作不適地であることを確認しました。

41 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

42 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

43 番について、立地基準は第 3 種農地です。10 年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

議長

39 番から 43 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、39 番から 43 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、39 番から 43 番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第 4 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。14 番について、事務局から説明してください。

事務局

こちらの案件につきまして、10 月 18 日に地区担当委員の小島委員と対象者と現地立会いを行いました。

現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。

以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えております。

議長	14番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。
小島委員	きちんと管理されており、問題ないと思います。
議長	14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、14番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、14番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、15番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、10月30日に地区担当委員の大矢委員と対象者と現地立会いを行いました。対象農地は、果樹及び筍畑として適正に管理されていることを確認しました。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されていることを報告したいと考えております。
議長	15番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。
大矢推進委員	事務局の説明どおり、問題はありません。
議長	15番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、15番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、15番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、16番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、11月8日に地区担当委員の井上委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は施設野菜、露地野菜を中心に適正に管理されていることを確認しております。 以上、緑税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えております。
議長	16番について、地区担当の井上推進委員の意見はいかがですか。

井上推進委員	すべて良好に管理されています。、何も問題はありません。
議長	16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、16番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、16番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、第5号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。25番から26番について事務局から説明してください。
事務局	25、26番については主たる従事者証明を発行済みです。 市長より農業者の皆さまへのあっせん等の協力依頼がありましたので、情報提供させていただきました。買取希望がある場合は、12月5日(火)を期限として、事務局までご連絡いただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。
議長	25番から26番について、あっせんに協力します。 続いて、第6号議案「令和5年度農地利用状況調査結果及び利用意向調査書の発送について」審議します。事務局から説明してください。
事務局	まず農地利用状況調査、一筆調査について説明します。農業委員会は管内の農地をすべてパトロールすることになっております。その中で農用地は原則事務局と委員の皆様と一緒に6～8月に一筆調査を行っております。自身の担当エリアに農用地がある方は来年の調査に同行いただく予定です。 調査で荒れてしまっている、違反があると判断した農地については所有者に通知を送り、農地の利用、違反是正について意向を確認しています。 今年度は改選の都合で委員の皆様に行き先をすることはなかったのですが6月から8月にかけて調査を実施いたしました。今回の議案では荒れ具合が大きい農地を指す1号農地、2号農地を決定し、農地所有者に対して今後の農地の利用意向を確認する書面を送ることについて決定します。 1号農地、2号農地とは農地法第32条第1項の第1号、第2号に該当する農地の通称で、それぞれ1号農地は「現在耕作がされておらず、また今後も耕作される見込みのない農地」を指し、状態としては圃場(ほじょう)全体に全く手が入れられておらず、荒れ具合が大きい農地を指定しています。2号農地は「農業上の利用の程度がその周辺における農地と比べて劣っている農地」を指し、状態としては営農状況が良い集団農地の中で遊休化が進みつつある農地を指定しています。 今回の調査では農地法第32条第1項1号に該当する農地として1筆1174㎡、2号に該当する農地として5筆2227㎡の農地を決定しました。その所有者4名に対して農地法(32条)に基づき今後の農地の利用方法について何う利用意向調書を発送したい

と考えています。

通知に対して応答がない、もしくは意向通りの利用が開始されない場合は農地中間管理機構に対し情報提供を行い、今後の対応について協議します。

続いて、通知発送の議決の前に報告事項のその他として、議案書最終41ページ、「令和5年度 農地パトロール(利用状況調査)に基づく荒地の通知について」もあわせて報告します。

1号2号ほどではないですが荒れている農地について荒地と呼んでいます。この荒地の所有者に対して、北部農政事務所と合同で12月に通知を発送する予定です。荒地の候補地については、11月17日時点で合計92筆、57,883㎡です。区別ではお配りした調査結果の表のとおりとなっています。

なお、担当されている地区の、どの農地に荒地通知を出すかお知りになりたい場合は、別途一覧表をご用意いたしますので、お声がけください。

最後に違反転用の疑いがある農地についてです。現在通知を送る準備を進めており、12月の総会でご報告し、1月ごろに通知を送りたいと思っております。

以上です。それでは利用意向調査書の発送についてご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

第6号議案について、意見、質問等がありますか。

井上推進委員

通知後も返答がなく、現状のまま放置されている場合はどのように対応するのか。罰則等を定めて最後まで指導するべきではないか。実際に法人が取得して荒らしてしまったケースがある。

事務局

農地所有適格法人であれば毎事業年度に活動報告の提出を求めているので、状況の確認や指導等は可能である。しかし、正式な手続きをしていない等の場合、指導が困難な場合もある。

小池委員

その法人がちゃんと耕作を行っているかのフォローはどう行っているのでしょうか。

農政推進担当

年1回報告書を農業委員会に提出してもらい作付け状況や農地の写真等を確認しています。また、利用状況調査を行って、耕作状況が芳しくない場合は、ヒアリング等を行っています。

議長

他に意見、質問等がありますか。

無いようですので、第6号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>賛成多数と認め、第6号議案は決定とします。</p> <p>以上で、第5回総会審議事項の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。</p> <p>(報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告)</p> <p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項を了承とします。</p> <p>これをもちまして第5回総会を終了します。</p> <p>(閉会 16時00分)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和5年11月27日開催 第5回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	議長
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		出席	
7	坂田清一		欠席	
8	白井秀幸		出席	議事録署名人
9	阿部敏		出席	議事録署名人
10	金井健		出席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	欠席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	
17	加藤保		欠席	
18	石井芳明		欠席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		欠席	
5	鈴木昇	連合会理事	欠席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		出席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		欠席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		出席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		出席	
18	新川和生		出席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし